

添付資料②

米子市（以下、「甲」という。）と荏原環境プラント株式会社（以下、「乙」という。）は、特定部品の調達に係る協力事項及び条件に関し、以下のとおり協定書を締結する。

第1条 乙は、本事業の実施に伴い、本事業の入札を滞りなく進めるために、別紙のとおり、特定調達品を受託者に納入するものとする。

第2条 甲は、本事業に関し、資格審査により参加資格を有することを甲が確認した応募者（以下「本件応募者」という。）に対し、甲が、本事業に関し現在所有する資料のうち、乙から甲に提出済みのもので、甲及び乙が同意したものについて、第1条の目的のために開示することができるものとする。ただし、乙が所有する技術情報や企業秘密に関わる情報の提供については、これを除くものとする。

2 甲は、本件入札の公募期間中に、事前に乙に通知の上、応募者に対して本事業の施設（以下「本件施設」という。）の見学の機会を設けることができるものとする。

3 第1項及び第2項の規定に基づき、甲が応募者に対して質疑回答を行う場合、乙は、乙がいかなる不利益を被らない範囲（以下「可能な範囲」という。）における支援の実施、補足資料の提供及び補足説明を行う等、甲に協力するものとする。

第3条 本事業の準備期間は、平成23年12月1日から平成24年3月31日までとする。

2 甲は、事業準備期間中、甲が選定した第三者（以下「受託者」という。）を本件施設に立ち入らせ、本事業の準備に必要な範囲内で、次の各号について実施することができるものとする。

- (1) 本件施設の運営維持管理業務の見学
- (2) 乙が甲に提出し、甲が所有する書類の閲覧
- (3) 本件施設の現状確認
- (4) 本件施設の運営維持管理業務に関する質問

3 乙は前項に関連し、受託者に対して、可能な範囲における質疑回答を行うものとする。ただし、乙が所有する技術情報や企業秘密に関わる情報の提供については、これを除くものとする。

4 乙は、事業準備期間中、甲の求めに応じて受託者に対する説明員を派遣するものとする。なお、乙において発生する費用は受託者の負担とする。

5 乙の説明員は、可能な範囲において甲が所有する書類等の説明並びに技術的な助言を行うものとする。ただし、乙は自らの説明、助言に対し責任を負わない。

第4条 受託者が定期点検又は設備更新工事を行うに際し、別紙に定める特定調達品の調達を求めた場合には、乙は、合理的な理由なく、かかる要請を拒否して

はならないものとする。また、乙は費用及び納期等の条件について、甲及び受託者との信義に基づき誠実に協議し、それらを書面で定めるものとする。

2 前項の費用及び納期とは、甲と乙との間における同種の取引実績を基準とする。また、本事業の期間中において同種の取引実績から乖離、逸脱する場合には、甲と乙にて協議の上、費用の見直しを行うものとする。

3 甲は、特定調達品に関してその設計仕様、意匠、構造、その他の技術的条件を乙の事前の同意を得ることなく変更することはできない旨を、甲と受託者の契約に定めるものとする。ただし、同意を得て変更する場合は、乙は、その費用の見直しを行うことができるものとする。

4 受託者は、特定調達品の受け取りは原則的に車上引き受けとし、それらの搬入、取り付け、試運転については受託者の責任において行うこととする。なお、車上引き受けによらない特定調達品は、その引き受け方法を別途協議する。

第5条 甲及び乙は、第6条に規定する本協定の有効期間中、本協定に基づき知り得た情報を厳に秘密に保持し、かかる情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の情報に関しては、この限りではない。

- (1) 開示することにつき、相手方の事前の書面による承諾が得られた情報
- (2) 知得した時点で、情報受領者が既に所有し、かつ相手方から直接もしくは間接に知ったものではないことを証明する情報
- (3) 知得した時点で、既に公知の事実となっている情報
- (4) 知得した後、情報受領者の責めに帰しえない事由により公知となった情報
- (5) 知得した後、守秘義務を負うことなく、情報受領者が第三者から適法に取得した情報
- (6) 米子市情報公開条例その他の法令に基づき求められた情報
- (7) 甲の議会に提出を求められた情報
- (8) 本事業に関して甲とアドバイザー業務委託契約を締結した弁護士、コンサルタントに開示する情報
- (9) 自治体の視察及び調査照会に対する開示

2 なお、甲は前項第6号から9号により第三者に開示する場合には、事前に乙と開示内容について協議するものとする。

第6条 本協定は締結日より効力を生じ、第2条は本事業に関する甲と事業者間の事業契約締結まで、第3条は事業期間開始までとし、その他の条項については、事業契約終了まで有効に存続する。なお、第5条は、事業契約終了後5年間有効とする。

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議して定める。